
令和7年度環境保全セミナー

アスベストの飛散防止等に関する
規制について

北九州市 環境局
環境監視部 環境監視課
石綿騒音係

目次

- 1 石綿（アスベスト）とは
 - 2 大気汚染防止法の概要
 - 3 工作物について
 - 4 特定粉じん排出等作業の完了報告の提出について
 - 5 建築物等の解体・改修時の発注者の責務について
 - 6 本市の立入検査の実施状況
-

1 石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）とは

- ・天然に生成した極めて細い鉱物纖維で、熱、摩擦や薬品に強く丈夫な性質
- ・建築材料として、昭和30年頃から、天井の吹付け材やボイラー等の配管の断熱材・保溫材など様々な建築物等に使用
- ・呼吸とともに吸入されることにより、人体に悪影響(肺がん・中皮腫など)を与える高いおそれ ⇒ 現在、製造・輸入・使用等が全面禁止〔平成18年9月1日～
労働安全衛生法〕
- ・使用方法によって、解体時の『発じん性』に違いがある

石綿の使用例

吹付け石綿



発じん性：著しく高い

石綿含有断熱材等



発じん性：高い

石綿含有成形板等



発じん性：比較的低い

出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」

石綿が使用されている建物・部位・建材の種類

石綿含有吹付け材（いわゆるレベル1建材）

- 鉄骨（S）造では、柱や梁に石綿含有吹付け材が使用
- 鉄筋コンクリート（RC）造でも、天井・壁等に使用



出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」

石綿が使用されている建物・部位・建材の種類

石綿含有断熱材・保溫材・耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

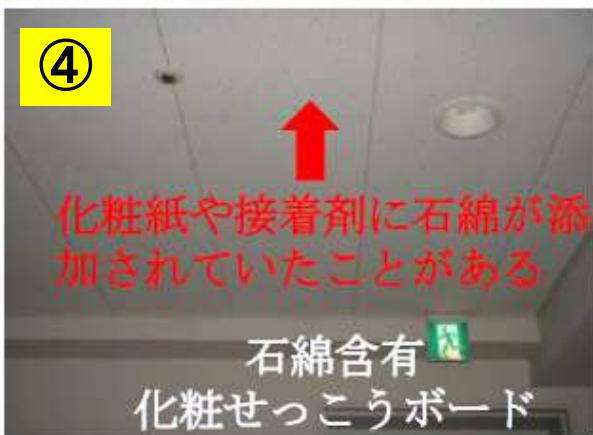
- 煙突やダクトの断熱、配管の保溫のため使用
- 天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火のため使用



出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」

石綿が使用されている建物・部位・建材の種類

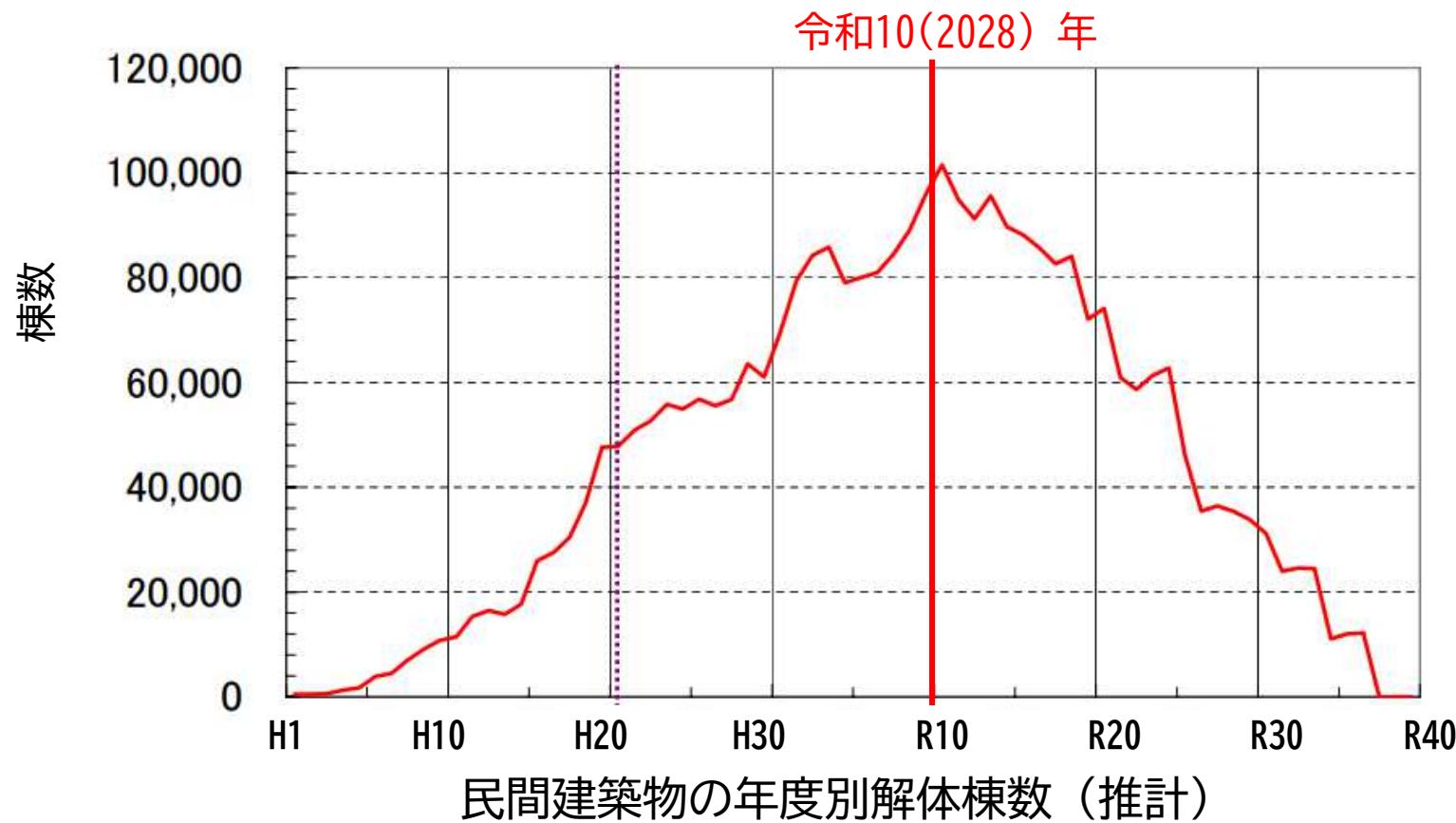
石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）



出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」

解体工事件数の動向

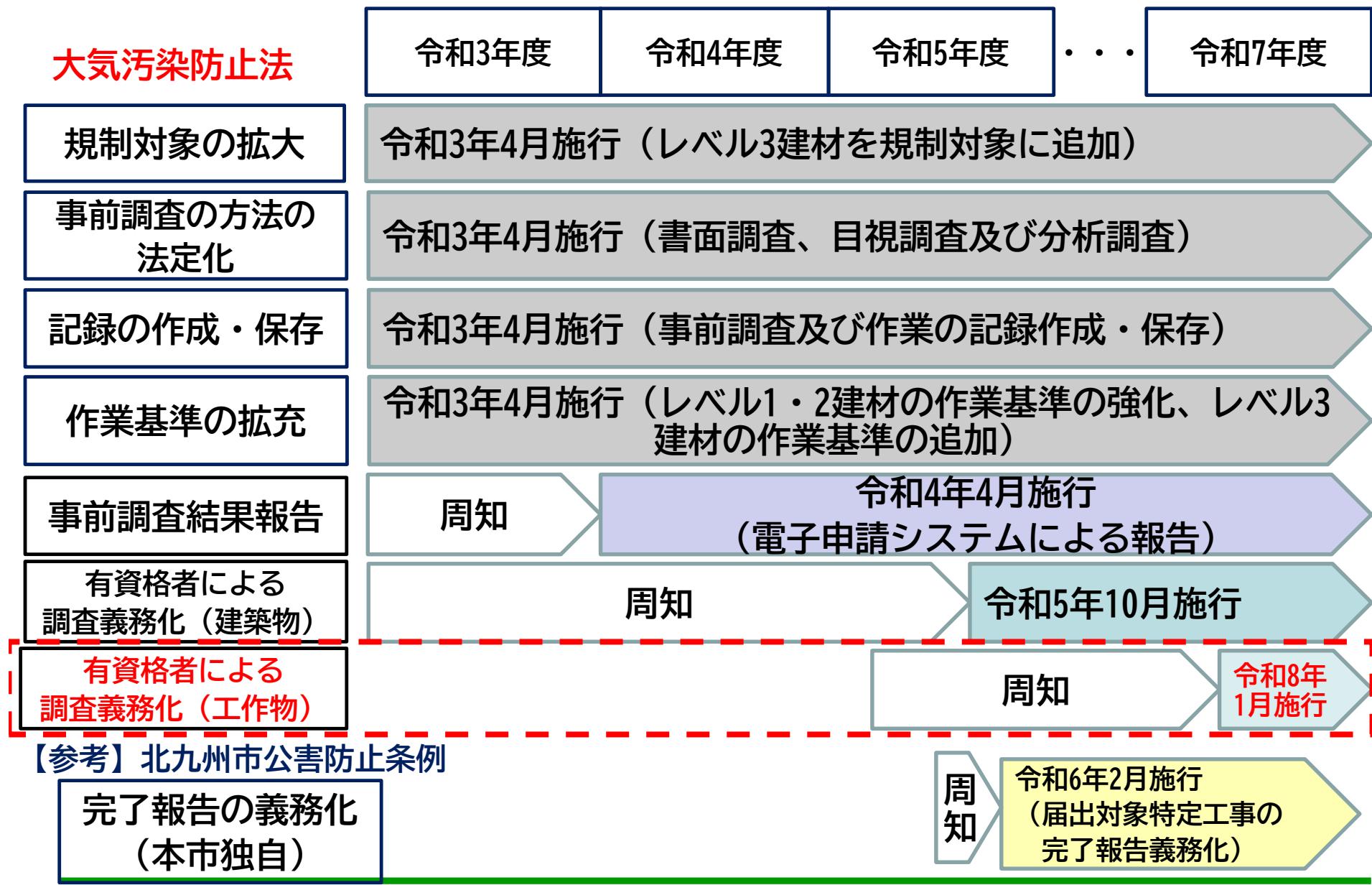
- 吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は、今後増加し、令和10年頃にピークを迎える見込み（国土交通省推計）。



出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料

2 大気汚染防止法の概要

大気汚染防止法の改正概要と施行日



大気汚染防止法の改正概要（令和3年度施行）

規制対象の拡大・作業基準の拡充

規制の対象に、新たに「**石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）**」が追加
レベル3建材の除去については**作業実施届出は不要**だが、作業基準の遵守が必要



- 成形板は、切断や破碎等をせず、**手ばらし等で原形のまま取り外すこと。**
- 手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去すること。けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要。

事前調査の方法の法定化

建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、**石綿含有建材の使用の有無を調査**が必要。また、**事前調査の方法が法定化**された。

設計図書等による書面調査

石綿なし

不明

現地調査

石綿あり又は含有みなし

試料採取分析

石綿含有

石綿なし

石綿なし

石綿あり

記録の作成・保存

○事前調査の記録の作成・保存

元請業者は、**事前調査結果を発注者に書面で報告**するとともに、**事前調査の記録を作成し、発注者への説明書面の写しと保存（3年間）**



○作業結果の作成・保存

元請業者は、**特定粉じん排出等作業の結果を発注者に書面で報告**するとともに、**作業記録を作成し、発注者への説明書面の写しと保存（3年間）**

石綿事前調査の結果報告（令和4年度施行）

一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が北九州市長に報告しなければならない。【令和4年4月1日より義務付け】

【結果報告が必要となる規模要件】

- 建築物の解体：対象の床面積の合計が80m²以上
- 建築物の改造・補修：請負金額の合計が100万円以上
- 特定工作物※の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上

※特定工作物（後述）は、反応炉、加熱炉、ボイラー等（令和2年環境省告示77号）

事前調査結果の報告は、原則として、
「石綿事前調査結果報告システム」で行う。

※電子報告が困難な場合は、紙での届出も可能



有資格者による調査（令和5年度施行）

建築物の事前調査は、必要な知識を有する者が実施しなければならない。 【令和5年10月1日より義務付け】

【必要な知識を有する者※1】

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者※2

分析調査についても、令和5年10月より、一定の資格※3を有するものが行う必要がある。

※1 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められる。

※2 一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ実施可能。

※3 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了検査に合格した者等（令和2年厚生労働省告示第277号）

大気汚染防止法における石綿規制

- 大気汚染防止法の改正に伴い、現在、石綿含有が明らかになった建築物等の解体・改造・補修工事（解体等工事）を行う場合、以下の規制が義務付けられている。

吹付け石綿
(レベル1)



発じん性：著しく高い

石綿含有断熱材等
(レベル2)



発じん性：高い

石綿含有成形板等
(レベル3)



石綿含有
スレート波板

外壁の
サイディング

天井の
石膏ボード

発じん性：比較的低い

- ・解体等工事時に事前届出(特定粉じん排出等作業実施届出書)が必要

- ・工事中の作業基準の遵守
(負圧隔離、集じん機の設置等)

- ・工事の現場において、事前調査結果、
作業方法等の掲示が必要

- ・解体等工事時に事前届出は不要
※労基署に作業内容の報告が必要
※市は建設リサイクル法届出時に作業内容を確認

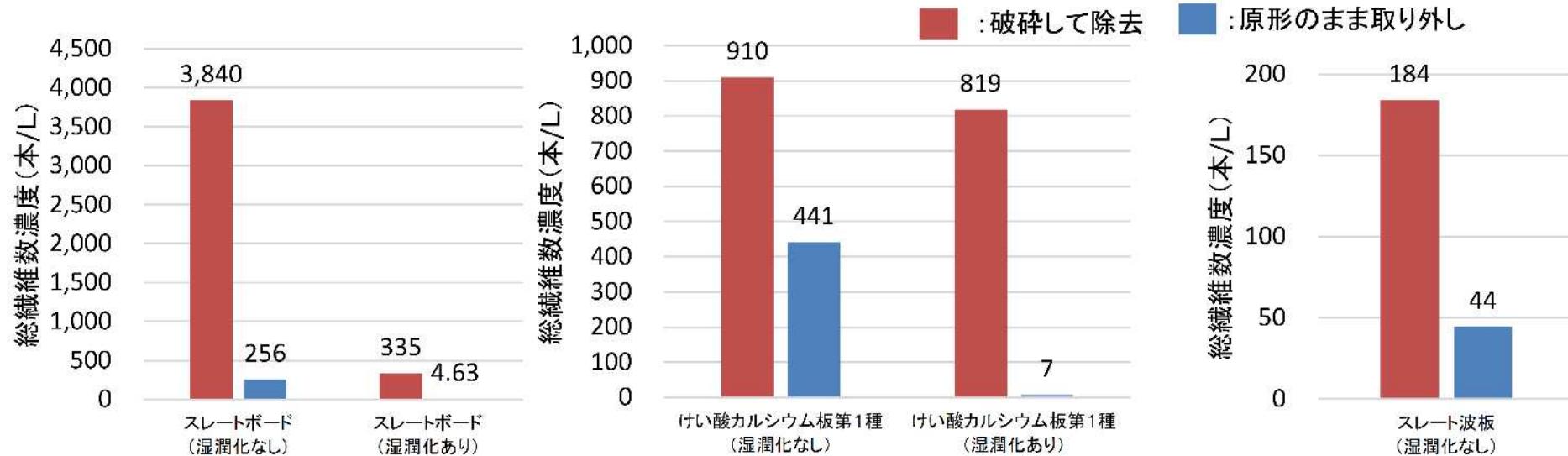
- ・工事中の作業基準の遵守
(基本、原形のまま手ばらし)

- ・工事の現場において、事前調査結果、
作業方法等の掲示が必要

石綿含有成形板等の除去について

- 新たに規制対象に追加された石綿含有成形版等は、吹付け材等より飛散性は低いとされているが、破碎すると大量の纖維が発生する
- そのため、「原形手ばらし」、「湿潤化」等、法の作業基準に沿って除去作業を行うことが非常に重要である

○石綿含有成形板等を原形のまま取り外した場合と破碎して除去した場合による纖維の飛散性の比較



※比較は異なる作業現場における調査結果を、建材の種類、湿潤化の有無で整理し、条件が同じ事例の調査結果について行った。

数値は建材の種類、湿潤化の有無の条件が同じ調査事例における最大値を記載

出典：中央環境審議会大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会（第4回）配布資料

3 工作物について

建築物

- ・全ての建築物をいう
- ・建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の**建築設備**を含むものである

工作物

- ・建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう

(例)

- | | | |
|-------|----------|------------|
| ・煙突 | ・化学プラント | ・エスカレーター |
| ・サイロ | ・非常用発電設備 | ・貯蔵設備 |
| ・鉄骨架構 | ・エレベーター | ・焼却設備
等 |

有資格者による工作物の調査

特定工作物等※の事前調査は、必要な知識を有する者が実施しなければならない。【令和8年1月1日より義務付け】

- 1 反応槽
- 2 加熱炉
- 3 ボイラー及び圧力容器
- 4 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 5 焼却設備
- 6 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 7 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 8 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 9 変電設備
- 10 配電設備
- 11 送電設備（ケーブルを含む。）
- 12 トンネルの天井板
- 13 プラットホームの上家
- 14 遮音壁
- 15 軽量盛土保護パネル
- 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17 観光用のエレベーターの囲い

必要な知識を有する者

- ・工作物石綿事前調査者
- ・建築物石綿含有建材調査者等

※特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合も有資格者による事前調査が必要

建築物・工作物における事前調査の要件等に関するまとめ表

建築物		工作物	
建築物		特定工作物以外	
事前調査に必要な資格	建築物石綿含有建材調査者等 ※2	工作物石綿事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 ※2 又は、工作物石綿事前調査者
資格者の調査義務化時期	令和5年10月1日	令和8年1月1日	【注意】全ての建築物・工作物の解体等工事において事前調査の実施が必要
事前調査結果報告の要否	<p style="text-align: center;">要 (建築物の解体等工事で床面積合計80m²以上の工事、建築物の改造・補修工事で、請負代金合計100万円以上の工事、特定工作物の解体・改造・補修工事で請負代金合計100万円以上の工事)</p>		不要

※1 特定建設材料が使用されているおそれがあるものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号）

※2 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住居の内部のみ事前調査が可能）

工作物石綿事前調査者のみ事前調査のできるもの

建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物

炉設備

- 1 反応槽
- 2 加熱炉
- 3 ボイラー及び圧力容器
- 5 焼却設備

電気設備

- 8 発電設備
- 9 変電設備
- 10 配電設備
- 11 送電設備

配管及び貯蔵設備

- 4 配管設備
- 7 貯蔵設備

※建築設備は工作物ではなく、**建築物の一部**であるため建築物石綿含有建材調査者でも調査可

工作物石綿事前調査者のみ事前調査のできる特定工作物の具体的範囲

炉設備

反応槽	化学物質の製造過程において、化学反応を行わせる装置のうち、攪拌槽、固定槽、流動槽等の中で反応を起こさせる形式の反応器。
加熱炉	日本標準商品分類の工業炉に属するもの。
ボイラー及び 圧力容器	安衛法施行令に規定される、ボイラー、小型ボイラー、第一種圧力容器、小型圧同施行令第13条第26号・第27号で規定する容器。
焼却設備	具体的な定義なし。廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲。ただし付随する煙突は、焼却設備ではなく、煙突。

工作物石綿事前調査者のみ事前調査のできる特定工作物の具体的範囲

電気設備

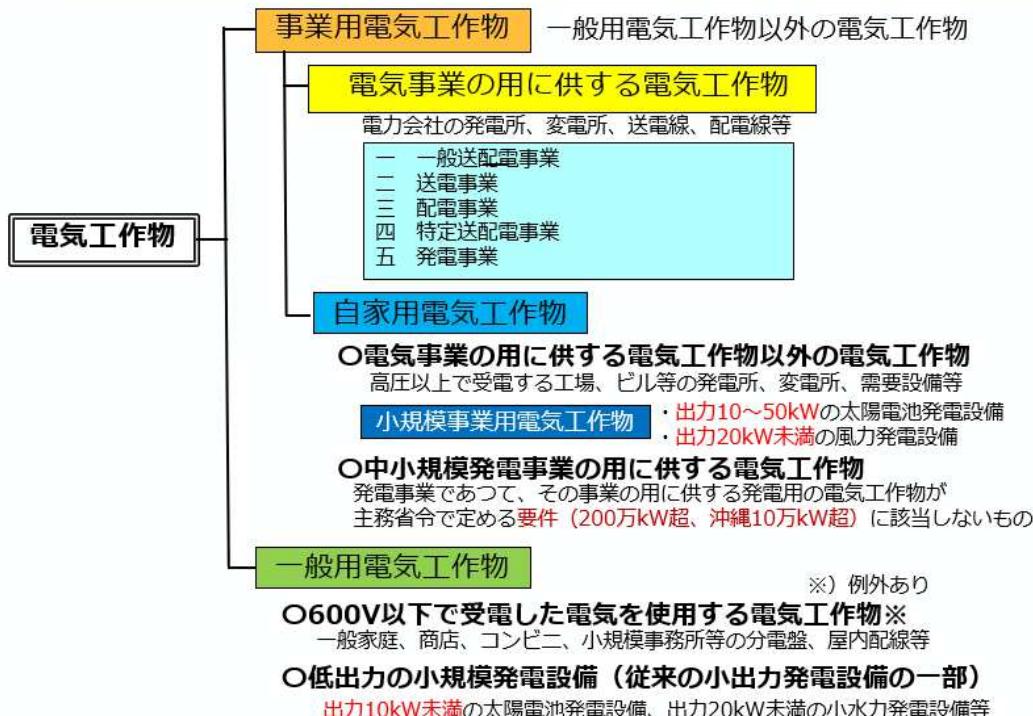
発電設備

変電設備

配電設備

送電設備

電気事業法第38条第2項で規定する
事業用電気工作物に該当するもの。



出典: 経済産業省HP

工作物石綿事前調査者のみ事前調査のできる特定工作物の具体的範囲

配管及び貯蔵設備

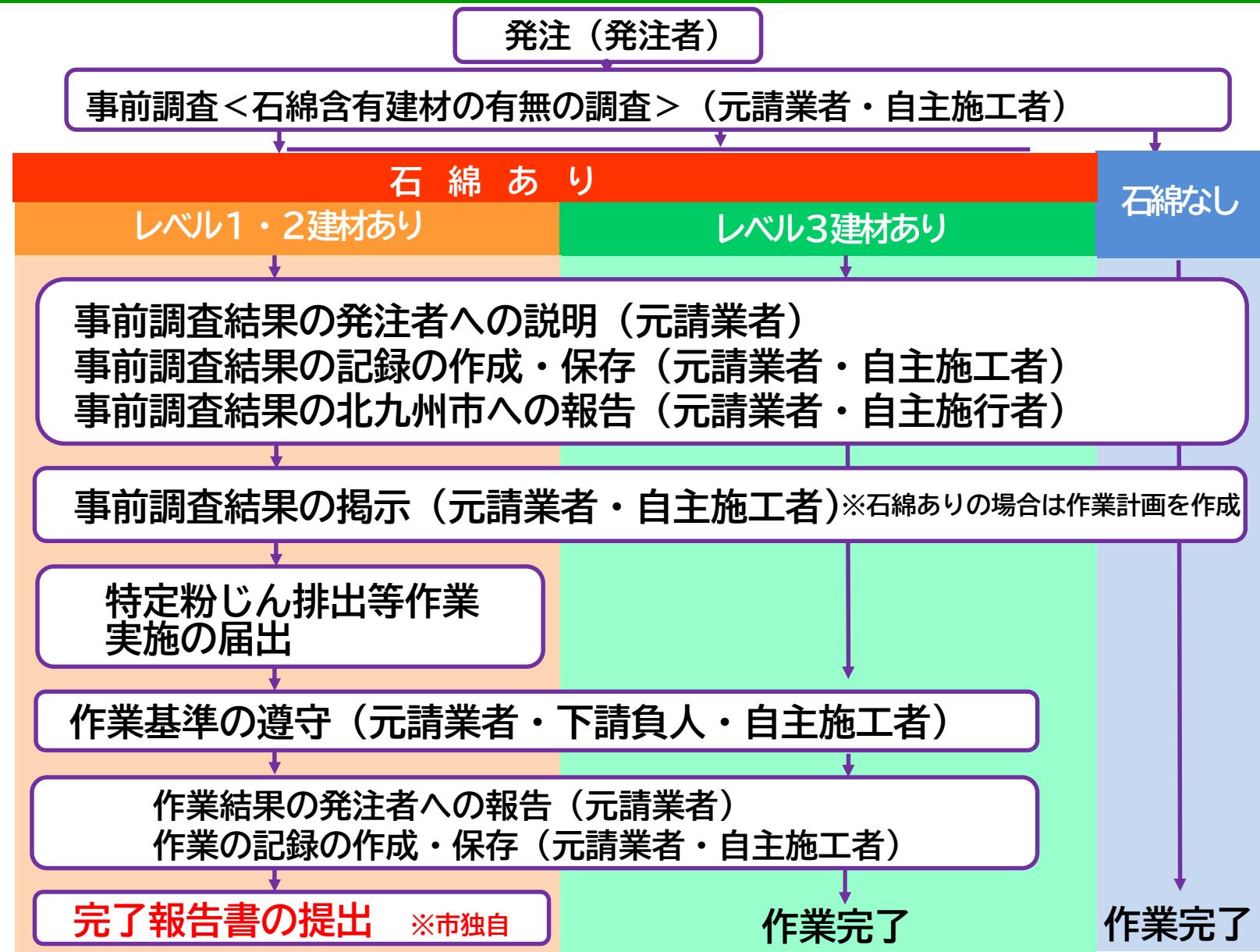
配管設備	配管とは、気体、液体、粉体、物体物質の輸送に用いる筒や管類の敷設をいい、それに接続する機器、装置を含めて配管設備という。ただし、建築物に設ける建築設備や上水道管は除かれる。
貯蔵設備	液体や気体、固形物を貯蔵する容器。ただし、穀物を貯蔵するための設備を除く。

参考となるHP等

環 境 省	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
厚生労働省	石綿総合情報ポータルサイト (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)
	工作物石綿事前調査者講習標準テキスト

4 特定粉じん排出等作業の 完了報告の提出について

解体・改修工事の流れ



特定粉じん排出作業（届出対象）の完了報告義務化

届出対象工事完了後の報告義務

- 届出対象工事について、発注者（自主施工者含む）に、解体等工事中の作業記録の報告義務を新設

作業記録による主な報告事項

- 作業場・前室の負圧隔離確認結果
- 集じん・排気装置の正常稼働確認結果
- 負圧隔離解放前の「薬液散布・清掃等の状況」、「作業場内の石綿濃度測定結果」、「有資格者による除去完了確認日及び確認方法」

【根拠条文】北九州市公害防止条例 第20条の2

【報告様式】本市HPに掲載

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0459.html

【報告期限】作業完了日から60日以内

【施行日】令和6年2月1日



5 建築物等の解体・改修時の 発注者の責務について

発注者の義務・配慮等

- 解体等工事に係る調査及び説明等

大気汚染防止法第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、解体等工事の元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

- 特定工事の発注者等の配慮等

大気汚染防止法第18条の16第1項

特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

- 特定粉じん排出等作業の実施の届出

大気汚染防止法第18条の17

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 特定粉じん排出等作業の完了報告

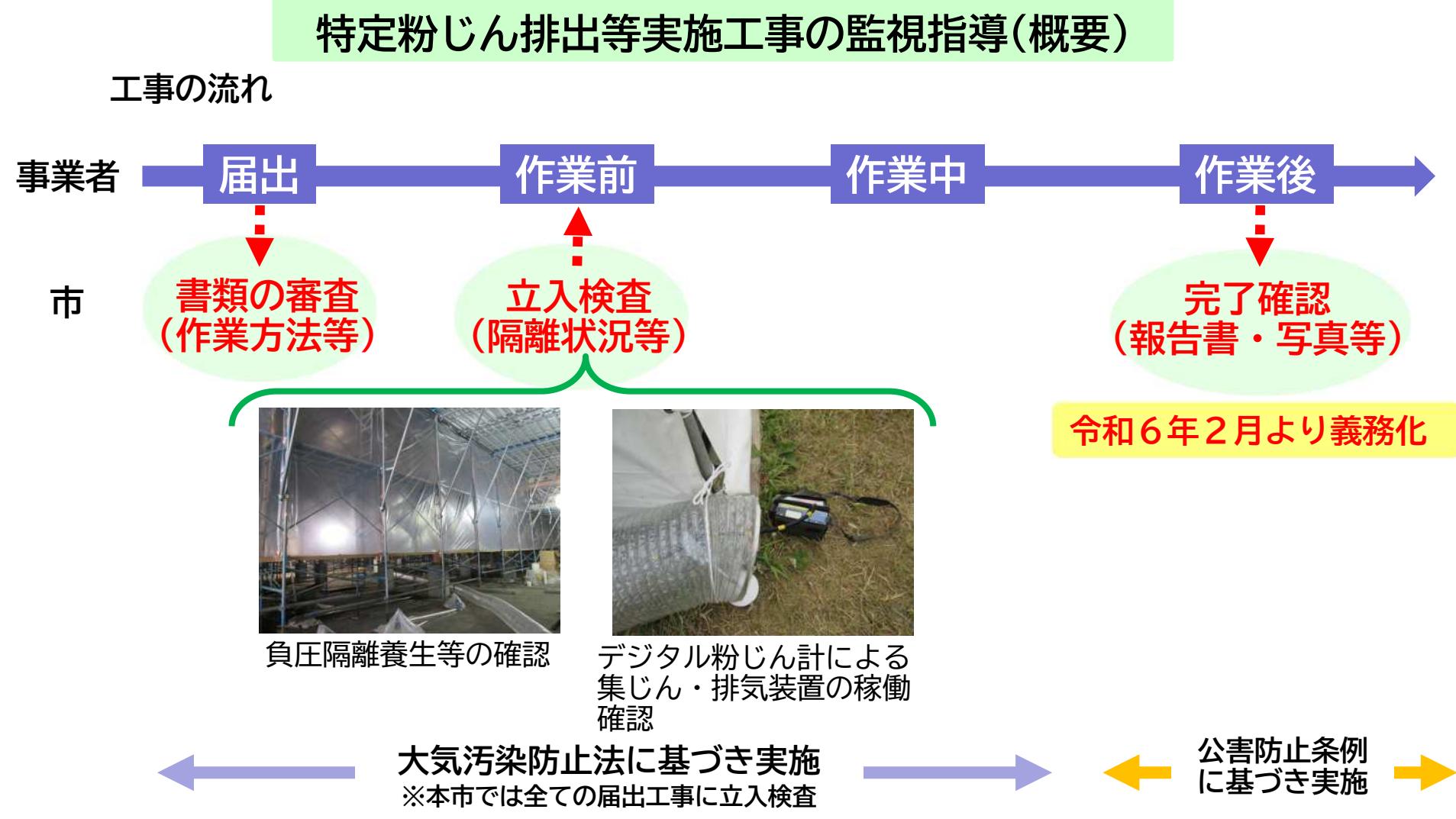
北九州市公害防止条例第20条の2

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に、条例で定める必要事項を市長に報告しなければならない。

6 本市の立入検査の実施状況

特定粉じん排出等作業実施工事に対する現在の本市の対応

- 届出対象工事に際し、法規制以上の対策に取組み、飛散防止の徹底に努力



S造（重量鉄骨造）の解体前の立入検査

- 建設リサイクル法届出、石綿事前調査結果報告より選抜し解体前に立入検査を実施
現在は主にS造（重量鉄骨造）と報告のあったものが対象

事例紹介

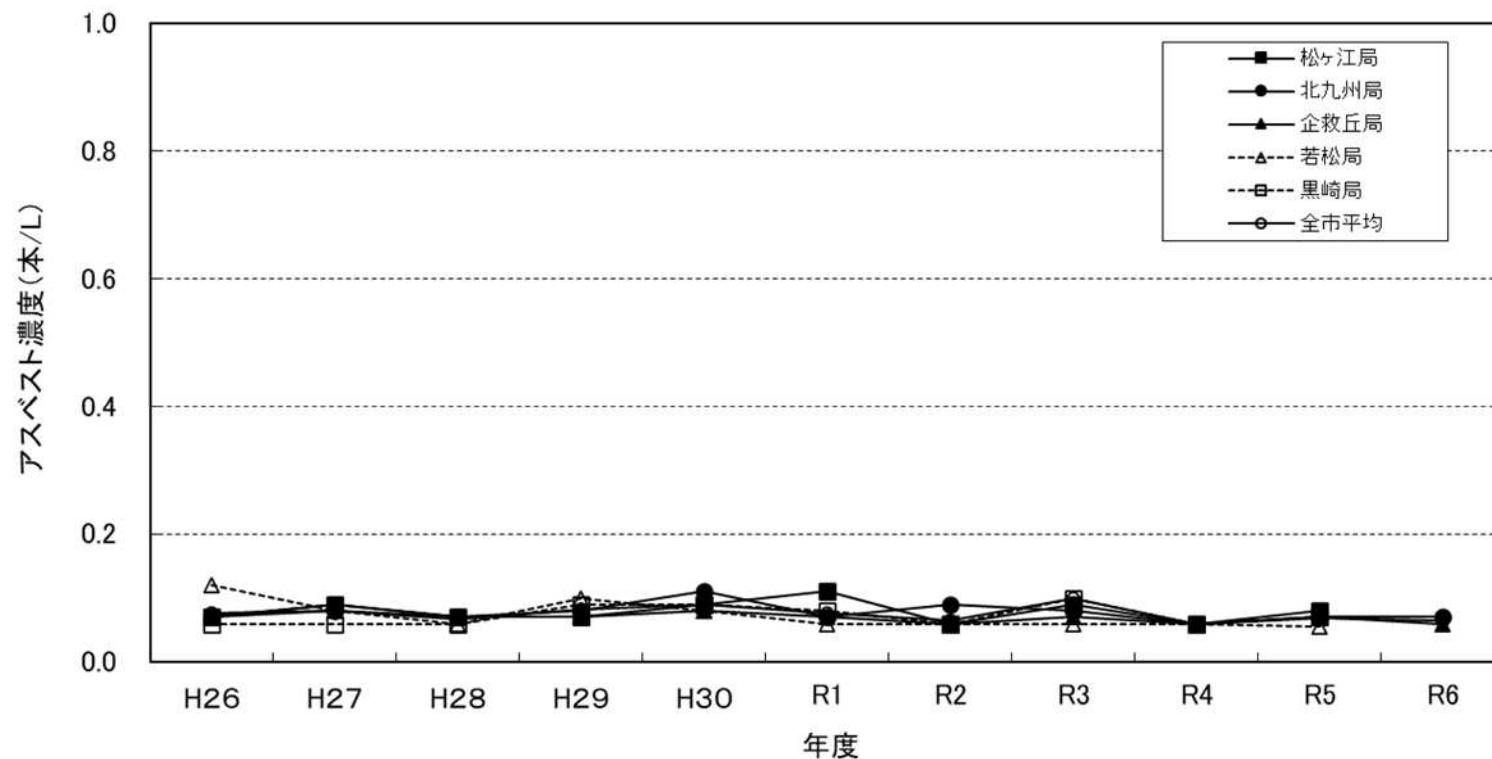


概要

- 石綿事前調査結果では吹付け材は無しで報告
- 立入検査で天井裏を確認した際に、吹付け材が施工されていることが発覚
- 分析の結果、石綿の含有は無し

一般環境大気中のアスベスト濃度の測定結果

- 本市の2測定局において、毎年1回一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を実施
- 1 L当たりのアスベスト纖維濃度は、概ね0.1本未満で推移しており、良好な大気環境を維持



ご清聴
ありがとうございました。



©ていたん&ブラックていたん,北九州市
